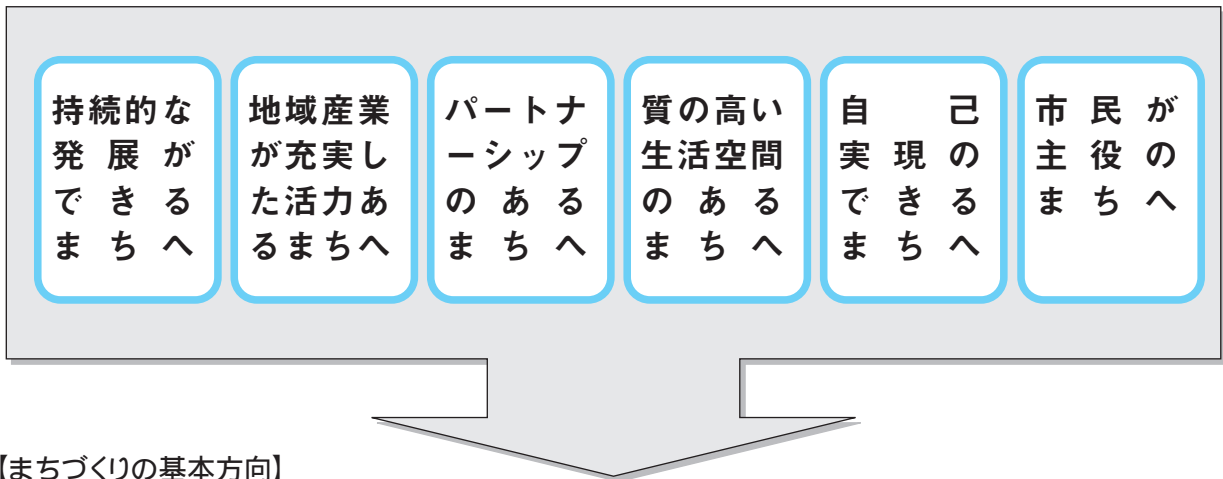


第2章 まちづくりの基本方向と将来像

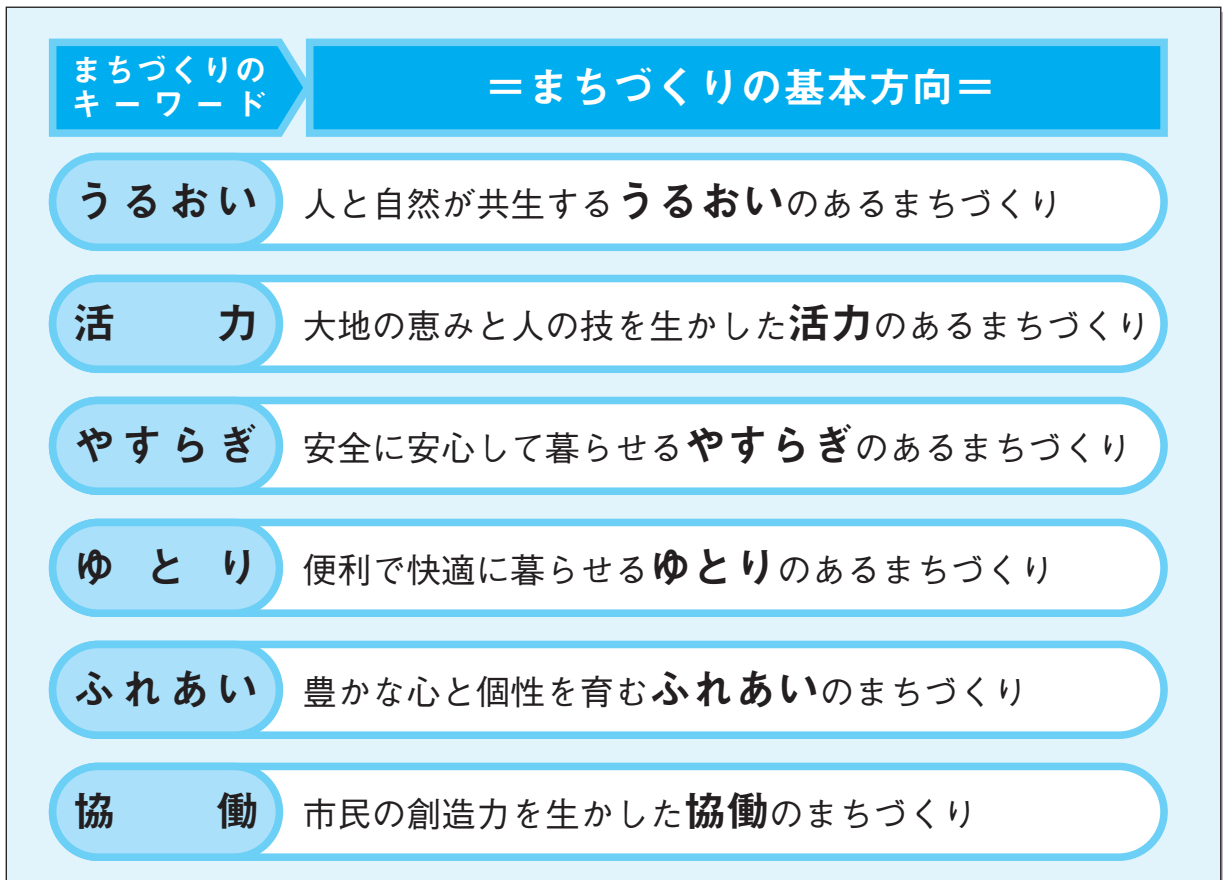
1 まちづくりの基本方向

まちづくりの基本理念として掲げた『安全・安心』、『産業・定住』、『環境・健康』を尊重しながら『市民との協働による登米市の持続的な発展』を具現化するために、市民参画を基本としながら、**うるおい、活力、やすらぎ、ゆとり、ふれあい、協働**の6つのキーワードを展開したまちづくりの基本方向に基づき、様々な施策を推進します。

【まちづくりに向けての課題】



【まちづくりの基本方向】



2 登米市の将来像

本市の将来像は、まちづくりの基本的な方向に基づく様々な施策を推進して、市民の誇りや本市を愛する気持ちを醸成し、東北の大地で持続的に発展することができる『夢・大地 みんなが愛する水の里』を実現させます。

この将来像は、私たちが暮らすこの大地で、共通の財産である豊かな自然との共生を通して本市の一体性を築きながら、愛と夢と誇りをもって市民が一丸となったまちづくりを進めていくためのメインテーマです。

【登米市の将来像】

『夢・大地 みんなが愛する水の里』

い き い き
生き生き健康都市 登米



「私の好きな登米」写真コンテスト入選 高橋良雄氏（登米市迫町）

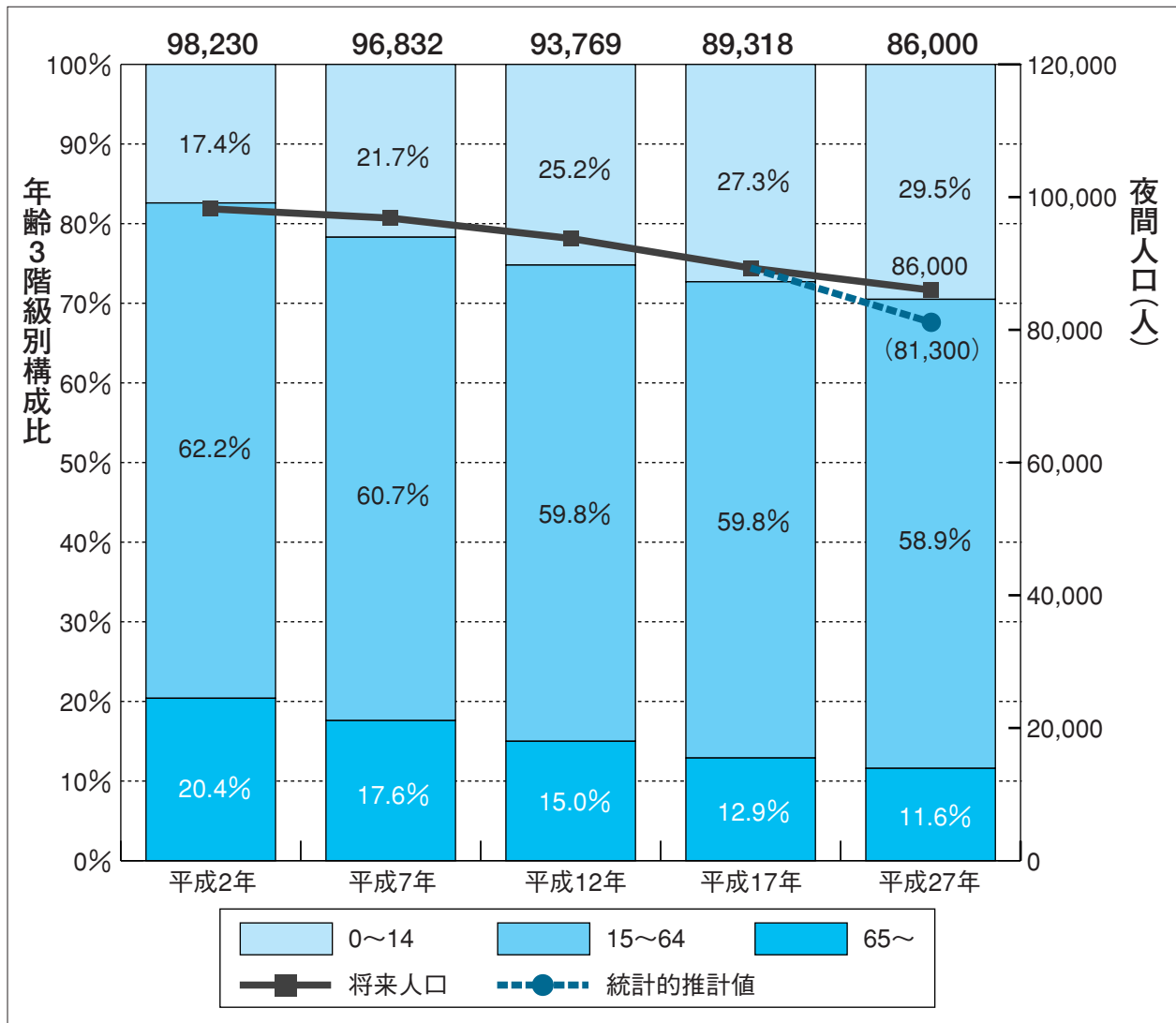
3 計画の指標

まちづくりの指針として、本市が目標とする平成27年の人口は、これまでの本市の動向や長期的な見通しを踏まえ、86,000人と設定します。

将来人口フレームは、コーホート要因法^{※6}による推計人口（約81,300人）に、快適な居住環境づくりをはじめ、働く場の創出、市街地の整備、子育てへの支援など、特に若者が新市に定着するための定住環境づくりを積極的に、また着実に進めることによる政策的増加人口（約4,700人）を見込んでいます。

年齢構成別にみると、0～14歳の年少人口は約11.6%、15歳～64歳の生産年齢人口は約58.9%、65歳以上の老年人口は約29.5%と見込まれ、生産年齢人口は定住促進策を積極的に行うことにより、ほぼ横ばいで推移するものの、やや少子高齢化が進行するものと予測されます。

【目標人口】



資料：国勢調査

注)：平成17年、27年 年齢3階級別人口構成比は、推計値を記載しています。

※6 人口の変動要因（生存率、移動率等）を加味した男女・年齢階層別の人口を積み上げて計算する方法

4 土地利用のあり方

(1) 土地利用の基本方針

本市の土地利用構造は、北上川を境にして東部の森林を主体とする地域と西部の市街地や田園を主体とする地域に大別されます。豊かな森林や田園、水資源などは本市の大きな魅力となっており、これを持続させ、本市らしい水と緑の景観や環境を創出していくことが必要です。

また、本市の市街地は、各地区の平坦部に分散的に立地し、その大部分は北上川、迫川の流域地帯及び交通の要衝地帯に位置していますが、比較的小規模で住宅、商店などの建物密度が低い状況にあります。今後、三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路の高規格道路の整備によって、新たな市街地の形成が想定されることから、土地利用関係法の適切な運用により、生活の利便性や広域的な交流にも配慮しつつ、圏域内の均衡ある発展に向けて、適正な土地利用を図る必要があります。

そのため、具体的な土地利用のあり方については、今後策定される国土利用計画や都市計画マスタープランなどの計画において望ましい土地利用を総合的に検討し、計画的に実施していきます。

(2) 土地利用の方向性

土地利用の基本方針を踏まえ、本市における土地利用の方向は次のとおりとします。

①市街地・集落

迫町佐沼、中田町加賀野、南方町北東部の商業集積地帯を本市の中心市街地と位置づけるとともに、迫町川東にはみやぎ県北高速幹線道路のインターチェンジが計画されており、新たなサービス産業や住宅地の拡大が見込まれるため、都市計画区域の見直しなどにより計画的な土地利用を推進します。

また、分散している各地区の既成市街地については、豊かな自然や歴史を背景に、地域の特色を生かした魅力的で個性ある市街地整備を進めます。

さらに、各地区の農山村集落については、本市全体の均衡と調和のある発展を目指し、豊かな自然環境を保全しつつ、生活関連道路、下水道施設などの基礎的な生活基盤の整備を図り、良好な生活空間づくりを進めます。

②田園地帯

迫川を中心として広がる登米耕土の田園地帯は効率的かつ高度利用による高生産性農業の確立を図ることが可能な土地利用型優良農地として位置づけていくものとし、地域の特性を生かした付加価値の高い農業の確立を進めます。

また、北上川の東側及び西側の山間部の農用地については、野菜、果樹、花きなど多様な作物を生産する場として整備を図ります。

さらに、中田町・登米町との境に建設が予定されている三陸縦貫自動車道のインターチェンジ周辺については、流通産業などの立地が見込まれることから、新たな土地利用計画を策定し、秩序ある開発を進めます。

③ 東部山林・中山間地帯

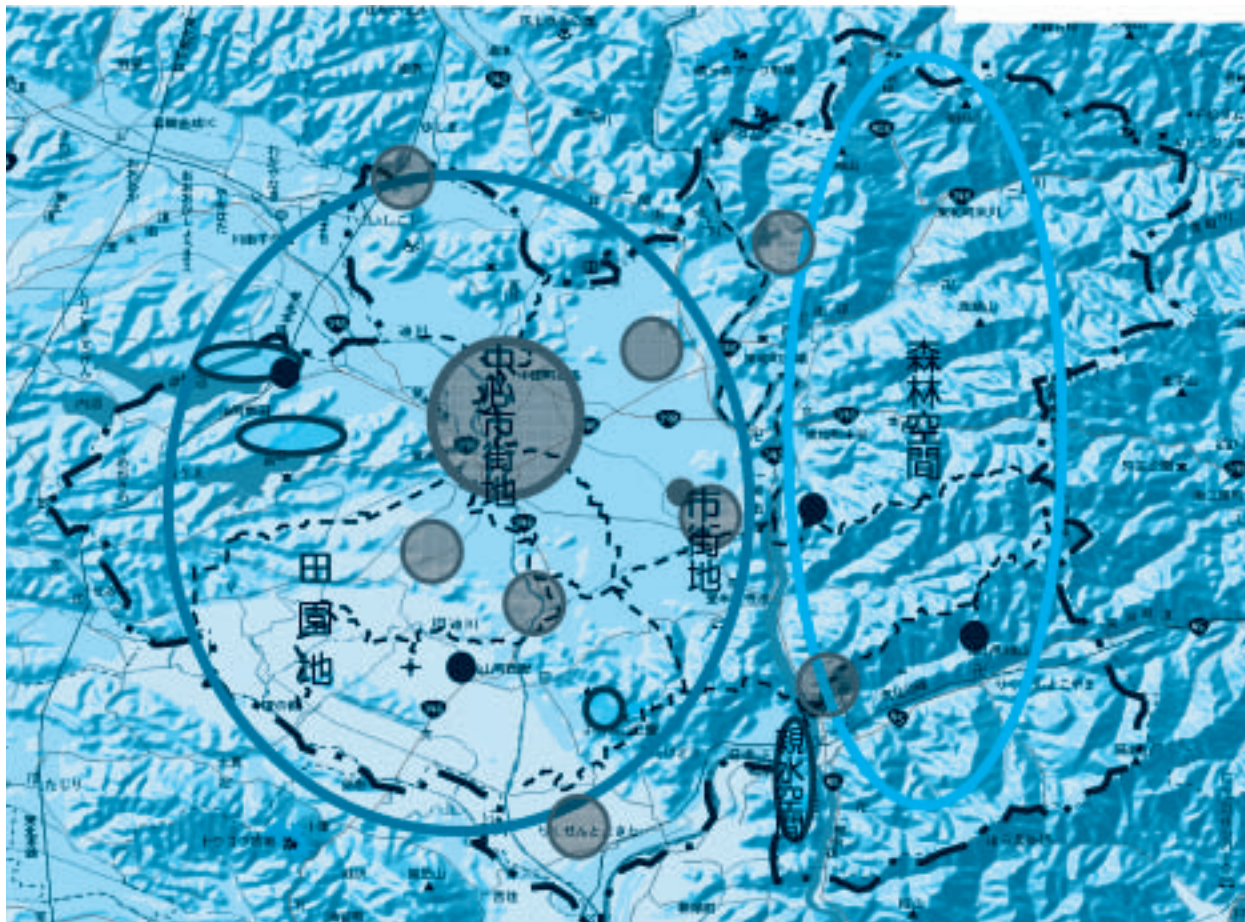
北上川東部の山林については、まちづくりを進めるための資材供給など、地産地消を目指した林産物の生産地としての整備を図るとともに、水源の涵養や緑資源とのふれあいなど多様な公益的機能を有しているため、その保全活用に努めます。

また、この地域は林業をはじめ水田農業や畑作など多様な第1次産業が営まれている地域であることから、アグリビジネスやグリーン・ツーリズム^{※7}を進める場として整備を図ります。

④ 河川・湖沼地帯

北上川及び迫川等の流域については、従来からの治水機能の整備を図るとともに、河川敷を利用した親水・交流空間として整備を進めます。

また、湖沼については圏域西部にラムサール条約に登録されている「伊豆沼・内沼」があり、国際的に貴重な自然環境を有しています。これらの水辺空間は今後とも本市の恵まれた自然環境のシンボルとして位置づけ、潤いのある空間形成を目指した保全に努めます。



※7 農山漁村に滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ地元の人々との交流を楽しむ旅のこと